

高校生通学費補助制度利用方法 Q&A

③ 保護者の送迎で通学する場合

Q 1. 保護者が送迎する場合は、全て補助対象となるのでしょうか？

A 1. 障がいのため公共交通機関が利用できないという学生を対象にした制度です。ただし、通常の始業時間に間に合う公共交通機関のダイヤがない場合や、通常の下校時間以降に利用できる公共交通機関のダイヤがない場合は、障がいの有無に関わらず補助対象とします。

この場合、部活動や時間外の授業等を理由として、通常の始業時間よりも早く登校しなければならない方や、通常の下校時間よりも遅く下校しなければならない方については、対象者に含みません。個々が所属するクラスや部活動の取り組みは勘案せず、各校が一律定める始業時間や下校時間を基準として、対象か否かを判断します。

Q 2. 自宅からバス停や駅までの区間を保護者が送迎している場合、その送迎区間は補助対象となりますか？

A 2. 当該区間について、公共交通機関は運行しているが、通常の始業時間に間に合うダイヤがないという場合は、補助対象になります。

通常の始業時間に間に合うダイヤがある場合や、公共交通機関が全く運行していない区間については、補助対象になりませんのでご注意ください。

Q 3. 補助金は、いくらくらい貰えますか？

A 3. 通学費相当額の4分の1（千円未満切り捨て）の額を支給します。

通学費相当額とは、自宅から在籍する高等学校まで、最短経路の公共交通機関を利用して通学したと仮定した場合に要する定期券購入費用です。

市において、当該公共交通機関の料金表を確認し、補助金額を算定します。

Q 4. 申請には、どんな書類が必要でしょうか？

A 4. 障がいのため公共交通機関を利用できないという場合は、障害者手帳等の写しを添付してください。利用できる公共交通機関のダイヤがないという場合は、添付書類は必要ありません。市において、公共交通機関の運行ルートやダイヤを確認の上、審査します。

その他、高校生及び保護者の住民票のコピーを申請書に添付してください。